

テールゲートリフター特別教育の

「インストラクター養成講習」開催のご案内について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が交付されたことに伴い、令和6年2月1日施行でテールゲートリフター特別教育が義務づけられましたが、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下、陸災防本部）では、**社内で特別教育を行う講師となる方を対象とした、「インストラクター養成講座」を開催することになりました。**

つきましては、陸災防本部のホームページにて開催要領等が掲載されておりますので、受講希望の方はお申込み下さいますようお願い申し上げます。

【陸災防本部URL】

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#tailgate>

（情報は順次更新していきますので、ご確認下さい。）

なお、当滋賀県支部におきましても、「テールゲートリフター特別教育」の開催を予定しておりますので、詳細が決定いたしましたらご案内させていただきます。